

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不開示とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成20年4月29日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成20年3月27日（以下「特定日」という。）に土木部砂防室長が会計検査院へ出張した際の用務の具体的な内容を記載している「会計検査説明」に関する文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として、会計検査院に提出した資料の一覧表（以下「提出資料一覧表」という。）並びに会計検査院から説明を求められた特定事業に関する資料（以下「特定事業資料」という。）及び当該特定事業資料を送付する旨の通知文書（以下「本件通知文書」という。）（以下これらを「本件対象文書」と総称する。）を特定し、条例第7条第2項の規定によって、行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成20年5月15日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成20年6月1日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件対象文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している本件異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関では、砂防行政に関する裁量権の濫用が横行している。

実施機関は、理由説明書で「本件処分により不開示とした文書は、現在会計検査院と協議中の事案に係るものであり、当該事案に関する会計検査院の最終結論は出されていない。（中略）また、現時点では会計検査院からの正式な指摘事項ではなく、疑義のあった事項について説明を求められているに過ぎない状況であ

るにもかかわらず、あたかも県において不適切な事務処理があったかのような印象を県民等に与えてしまい、県に対して不信感を募らせてしまう可能性がある。」と記述し、「さらに、会計検査院にとっても、本県での検査結果を基に調査の緒についてところで、検査の手法、着目箇所等の重要な情報が外部に漏れることが予想され、今後の検査の遂行等に重大な支障が生じるおそれがある。」とまで明記している。

しかし、上記の理由説明書による説明内容は、いずれも裁量権を濫用したものであり、全てを「不開示」とした本件処分は全く不当なものであることから、速やかに適正な開示決定等を行うよう要求する。

おって、「本県での検査結果を基に検査院の調査が緒に就いたところ」という調査の進捗状況を実施機関が公文書に明記したこと自体不自然であり、実施機関が会計検査院の全国的な調査の実情を把握したことなどを記録していることも併せて「会計検査説明」に関する文書の全てを適正に開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

条例第10条第5号では、「県の機関並びに国の内部又は相互における審議、検討、協議等に関する情報であって、公にすると、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの。」について、また、同条第6号では、「県及び国等が行う事務、事業の性質上、適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報」については、開示が不適當な情報として規定されている。

本件対象文書は、現在会計検査院と協議中の事案に係るものであり、当該事案に関する会計検査院の最終結論は出されていない。

このような段階において、県と会計検査院相互の審議、検討、協議等に関する情報を外部に提供することは、今後、県と会計検査院の間で第三者に内容が公表されることを前提として議論することになり、率直な意見の交換の妨げとなる上、会計検査院の判断過程において無用の心理的圧力を与えることとなり、適切な判断がなされないことが懸念される。

また、現時点では会計検査院からの正式な指摘事項ではなく、疑義のあった事項について説明を求められているに過ぎない状況であるにもかかわらず、あたかも県において不適切な事務処理があったかのような印象を県民等に与えてしまい、県に対して不信感を募らせてしまう可能性がある。

さらに、会計検査院にとっても、本県での検査結果を基に調査の緒に就いたところで、検査の手法、着目箇所等の重要な情報が外部に漏れることが予想され、今後の検査の遂行等に重大な支障が生じるおそれがある。

以上のことから、本件対象文書は、条例第10条第5号及び第6号に該当するものと判断し、不開示と決定したものである。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

異議申立人が、特定日に砂防室長が東京都に出張して行った会計検査院での説明に関する文書の開示を求めたのに対し、実施機関は、本件対象文書を特定の上、本件処分を行ったものである。

異議申立人は、本件対象文書の全部を不開示としたことは不当であり、全てを適正に開示するよう主張していることから、以下、本件対象文書の不開示情報該当性及び条例第11条の規定に基づく部分開示の可否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第10条第6号の不開示情報該当性について

条例第10条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、不開示とすることを定めたものであり、その判断に当たっては、実施機関に広範な裁量を与えるものではないと解するのが相当である。

すなわち、「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、具体的な蓋然性が認められなければならない。

実施機関は、本件対象文書を公にすれば、検査の手法、着目箇所等の重要な情報が外部に漏れることとなり、会計検査院の今後の検査の遂行等に重大な支障が生じるおそれがある旨説明する。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、提出資料一覧表及び本件通知文書には、砂防室長が会計検査院に出張する前に提出した資料の内訳が詳細に記載されており、これらの情報を公にすると、会計検査において会計検査院が収集する資料の種類、概要等を明らかにすることとなり、ひいては具体的な検査内容、検査手法など検査上の秘密に属する情報を明らかにすることになるものと認められる。

また、特定事業資料は、会計検査において疑義をもたれた特定事業について説明する資料であるが、これを公にしても、そこに記載された情報そのものからは、直ちに会計検査院の検査に係る事務に重大な支障が生じるおそれがあるとは認められないものである。しかし、会計検査院における検査の反復性、継続性を踏まえれば、本件請求と同様の開示請求を他の受検庁等に繰り返し行うことなどにより、会計検査の対象となる事業等に関する情報の集積が可能となり、その集積情報は、会計検査院の特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、指摘の端緒等を明らかにするものとなり得るものである。

そうすると、特定事業資料を公にすることは、会計検査院による検査上の秘密に属する情報を明らかにすることになるものと認められる。

以上のことから、本件対象文書は、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものと認められ、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

(2) 部分開示の可否について

条例第11条は、開示請求に係る行政文書に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、当該行政文書の開示をしなければならないと定めている。

本件対象文書を見分したところ、提出資料一覧表の表題や区分名、資料の提出日時・提出方法等を示す情報及び本件通知文書の表題や実施機関の所属名・担当者名などは、不開示情報と容易に分離することができる情報と認められるものの、異議申立人は、本件請求において、砂防室長の会計検査院への出張に係る用務の具体的な内容を記載している文書の開示を求めており、これらの情報を開示したとしても、具体的な用務の内容を何ら確認することはできず、本件請求の趣旨を満たすものとは認められないことから、実施機関が本件対象文書の全部について不開示としたことは妥当である。

(3) その他

なお、実施機関は、本件対象文書が条例第10条第5号の不開示情報にも該当する旨説明するが、同号は、審議・検討、協議、調査研究等に関する情報について、公益性の観点から検討途中の段階の情報を開示することを考慮しても、開示することによって生じる県や国等との意思決定に対する支障が放置できない程度のものであるときに限り、不開示とすることを定めたものである。

本号該当性の判断に当たっては、上記観点から慎重な検討を要するところ、当審査会は、(1)のとおり、本件対象文書が条例第10条第6号に該当すると判断したことから、同条第5号該当性については検討しない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」とおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
20. 6. 12	・ 諮問を受けた。
20. 6. 23	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
20. 7. 3	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
20. 7. 23	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
21. 6. 30	・ 異議申立人から意見書を収受した。
30. 5. 28 (平成30年度第2回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
30. 6. 25 (平成30年度第3回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
30. 7. 30 (平成30年度第4回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 （ 部 会 長 ）	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授